

議案第 8 1 号

令和 8 年度 伊勢市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 8 年度 伊勢市の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、2 1 5，7 1 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、6 1，1 0 3，4 9 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 8 年 9 月 1 4 日 提 出

伊勢市長 鈴木 健 一

1 歳 入

[illegible]

2 歳 出

(単位：千円)

[illegible]

第 2 表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額(千円)
登記課税連携システム導入業務委託	自 令和8年度 至 令和9年度	24,289
マイナンバーカード交付等窓口業務委託	自 令和9年度 至 令和9年度	23,625
一般廃棄物収集運搬業務委託 (令和8年度債務負担行為)	自 令和8年度 至 令和12年度	1,658,081
市道高向小俣線（宮川橋）橋梁架替事業 (令和8年度債務負担行為)	自 令和8年度 至 令和13年度	3,060,000

歲入歲出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

[illegible]

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費	5,657,049	7,875	5,664,924
3 民生費	24,937,142	11,563	24,948,705
4 衛生費	5,497,756	186,792	5,684,548
10 消防費	2,826,292	9,000	2,835,292
11 教育費	6,593,576	480	6,594,056
歳 出 合 計	60,887,789	215,710	61,103,499

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 入

(款) 17 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

款 項 目				補 正 前 の 額	補 正 額	計
17	2		国庫支出金	11,174,863	7,875	11,182,738
			国庫補助金	3,864,917	7,875	3,872,792
		1	総務費国庫補助金	1,606,890	7,875	1,614,765
22	1		繰越金	82,151	9,747	91,898
			繰越金	82,151	9,747	91,898
		1	繰越金	82,151	9,747	91,898
23	5		諸収入	755,228	198,088	953,316
			雑入	702,851	198,088	900,939
		5	衛生費収入	125,854	198,088	323,942

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 戸籍住民基本台帳費補助金	7,875	1 マイナンバーカード交付事務費国補助金
1 前年度繰越金	9,747	1 前年度繰越金
1 保健衛生費収入	198,088	1 伊勢市霊園公社の解散に伴う引継ぎ財産

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

款 項 目				補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
							特 定 財 源	一 般 財 源
2	3		総務費	5,657,049	7,875	5,664,924	7,875	
			戸籍住民基本台帳費	381,301	7,875	389,176	7,875	
		1	戸籍住民基本台帳費	381,301	7,875	389,176	国庫支出金 7,875	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委託料	7,875	1 戸籍住民基本台帳管理事業 (1) 戸籍住民基本台帳事務一般経費
		7,875 (7,875)

(款) 3 民生費
(項) 2 老人福祉費

款 項 目				補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
							特 定 財 源	一 般 財 源
3	2		民生費	24,937,142	11,563	24,948,705		11,563
			老人福祉費	5,271,504	11,563	5,283,067		11,563
		1	老人福祉推進費	5,271,504	11,563	5,283,067		11,563

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
27 繰出金	11,563	1 介護保険特別会計繰出金 (1) 事務費繰出金	11,563 (11,563)

(款) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費

款 項 目				補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
							特 定 財 源	一 般 財 源
4	1		衛生費	5,497,756	186,792	5,684,548	186,792	
			保健衛生費	3,302,876	186,792	3,489,668	186,792	
		6	墓地費	49,843	186,792	236,635	その他 186,792	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
24 積立金	186,792	1 墓地管理運営事業 (1) 市営墓地管理一般経費	186,792 (186,792)

(款) 10 消防費
(項) 1 消防費

款 項 目				補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
							特 定 財 源	一 般 財 源
10	1		消防費	2,826,292	9,000	2,835,292		9,000
			消防費	2,826,292	9,000	2,835,292		9,000
		5	災害対策費	201,464	9,000	210,464		9,000

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
3 職員手当等	9,000	1 防災対策事業 (1) 災害対策本部設置経費	9,000 (9,000)

(款) 11 教育費
(項) 1 教育総務費

[illegible]

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	480	1 小中学校適正規模化・適正配置推進事業 (1) 小中学校適正規模化・適正配置推進事業

補正予算給与費明細書

1 特別職

区 分		職 員 数 (人)	給 与 費						共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	通勤手当 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	退職手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	長 等	4		38,928	60	18,103 (4.65)		57,091	9,835	66,926	
	議 員	24	132,882			46,507 (3.50)		179,389	32,141	211,530	
	その他の 特 別 職	1,905	127,270					127,270	436	127,706	
	計	1,933	260,152	38,928	60	64,610		363,750	42,412	406,162	
補正前	長 等	4		38,928	60	18,103 (4.65)		57,091	9,835	66,926	
	議 員	24	132,882			46,507 (3.50)		179,389	32,141	211,530	
	その他の 特 別 職	1,885	126,790					126,790	436	127,226	
	計	1,913	259,672	38,928	60	64,610		363,270	42,412	405,682	
比 較	長 等	0		0	0	0	0	0	0	0	
	議 員	0	0			0		0	0	0	
	その他の 特 別 職	20	480					480	0	480	
	計	20	480	0	0	0	0	480	0	480	

2 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(961) 1,062	1,959,293	4,182,964	3,253,497	9,395,754	1,738,082	11,133,836	
補 正 前	(961) 1,062	1,959,293	4,182,964	3,244,497	9,386,754	1,738,082	11,124,836	
比 較	(0) 0	0	0	9,000	9,000	0	9,000	

()は、外書きで短時間勤務職員(再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員)を表す

職員手当 の内訳	区 分	時間外勤務手当 (千円)
	補 正 後	279,488
	補 正 前	270,488
	比 較	9,000

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(43) 1,047		4,148,964	2,906,121	7,055,085	1,376,324	8,431,409	
補 正 前	(43) 1,047		4,148,964	2,897,121	7,046,085	1,376,324	8,422,409	
比 較	(0) 0		0	9,000	9,000	0	9,000	

()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

職員手当 の内訳	区 分	時間外勤務手当 (千円)
	補 正 後	277,019
	補 正 前	268,019
	比 較	9,000

(2) 会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
職員手当	9,000	その他の増減分	9,000		

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は、支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

事 項	限度額	前年度末までの 支出（見込み）額		当該年度以降の 支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
登記課税連携システム導入業務委託	24,289			自 R 8 至 R 9	24,289	24,289			
マイナンバーカード交付等窓口業務委託	23,625			R 9	23,625	23,625			
一般廃棄物収集運搬業務委託 （令和8年度債務負担行為）	1,658,081			自 R 8 至 R 12	1,658,081				1,658,081
市道高向小俣線（宮川橋）橋梁架替事業 （令和8年度債務負担行為）	3,060,000			自 R 8 至 R 13	3,060,000	1,683,000	1,239,300		137,700

議案第 82 号

令和 8 年度 伊勢市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 8 年度 伊勢市の介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、23,124 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、16,328,655 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 14 日 提 出

伊勢市長 鈴木 健 一

1 歳 入

[illegible]

歲入歲出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

[illegible]

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費	356,406	23,124	379,530
歳 出 合 計	16,305,531	23,124	16,328,655

(単位：千円)

補 正 の 財 源				内 訳
特 定 財 源				一 般 財 源
国 庫 支 出 金	県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
11,561				11,563
11,561				11,563

2 歳 入

(款) 2 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

款 項 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計
2		国庫支出金	3,999,864	11,561	4,011,425
	2	国庫補助金	899,756	11,561	911,317
	5	介護保険制度改正システム改修事業費補助金	1,718	11,561	13,279
6		繰入金	2,986,282	11,563	2,997,845
	1	一般会計繰入金	2,509,659	11,563	2,521,222
	2	その他一般会計繰入金	355,688	11,563	367,251

(介護保険特別会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 介護保険制度改正システム改修事業費補助金	11,561	1 介護保険制度改正システム改修事業費国補助金
2 事務費繰入金	11,563	1 事務費繰入金

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
1		総務費	356,406	23,124	379,530	11,561	11,563
	1	総務管理費	261,547	16,027	277,574	8,013	8,014
		一般管理費	255,654	16,027	271,681	国庫支出金 8,013	8,014
	3	介護認定諸費	65,959	7,097	73,056	3,548	3,549
		介護認定事務費	65,959	7,097	73,056	国庫支出金 3,548	3,549

(介護保険特別会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
12 委託料	16,027	1 介護保険一般事業 (1) 給付事務経費	16,027 (16,027)
12 委託料	7,097	1 要介護等認定事業 (1) 介護認定審査事業	7,097 (7,097)

議案第 83 号

令和 8 年度 伊勢市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 令和 8 年度伊勢市下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 8 年度伊勢市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。なお、同条本文なお書き中、特別損失中の解体撤去費「63,004 千円」を「89,013 千円」に改める。

（単位 千円）

支 出			
款 項	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第 1 款 下水道事業費用	4, 233, 069	26, 009	4, 259, 078
第 3 項 特 別 損 失	63, 004	26, 009	89, 013

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。なお、同条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,360,863 千円」を「1,364,919 千円」に改める。

（単位 千円）

支 出			
款 項	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 支 出	6,516,547	4,056	6,520,603
第4項 国庫補助金返還金	0	4,056	4,056

（債務負担行為）

第 4 条 予算第 5 条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額のうち、次のものを廃止する。

事 項	期 間	限度額（単位 千円）
五十鈴川中村浄化センター槽内 清掃等業務委託	自 令和 9 年度 至 令和 9 年度	11,000

令和 8 年 9 月 14 日 提 出

伊勢市長 鈴木 健 一

令和 8 年度 伊 勢 市 下 水 道 事 業 会 計 補 正 予 算 （ 第 1 号 ） 実 施 計 画

収益的收入及び支出

(単位 千円)

支		出		
款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業費用	4,233,069	26,009	4,259,078	
3 特別損失	63,004	26,009	89,013	
1 解体撤去費	63,004	26,009	89,013	委託料 24,509 工事請負費 500 負担金 1,000

資本的收入及び支出

(単位 千円)

支		出		
款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的支出	6,516,547	4,056	6,520,603	
4 国庫補助金返還金	0	4,056	4,056	
1 国庫補助金返還金	0	4,056	4,056	

令和8年度 伊勢市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	△ 210,894
減価償却費	2,113,588
退職給付引当金の増加額	11,201
賞与引当金の減少額	△ 518
法定福利費引当金の減少額	△ 101
貸倒引当金の減少額	△ 325
長期前受金戻入額	△ 1,012,755
支払利息	523,749
固定資産除却損	25,590
未収金の増加額	△ 5,368
未払金の減少額	△ 24,866
預り金の減少額	△ 5,337
小計	1,413,964
利息の支払額	△ 523,749
業務活動によるキャッシュ・フロー	890,215

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 6,067,949
無形固定資産の取得による支出	△ 324,073
国庫補助金による収入	1,985,455
国庫補助金の返還による支出	△ 4,056
一般会計からの繰入金による収入	253,628
工事負担金による収入	33,000
受益者負担金による収入	78,439
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 4,045,556

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良企業債による収入	4,342,600
建設改良企業債の償還による支出	△ 2,022,762
その他の企業債による収入	20,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,339,838

資金減少額	△ 815,503
資金期首残高	1,202,033
資金期末残高	386,530

債 務 負 担 行 為 に 関 す る 調 書

事 項	区 分	限度額	前年度末までの支払 義務発生(見込)額		当該年度以降の支払 義務発生予定額		左の財源内訳			
			期 間	金 額	期 間	金 額	特定財源			一般財源
							国 県 補助金	企業債	その他	
五十鈴川中村浄化センター槽内清掃等業務委託	補正前	千円 11,000		千円	令和9年度	千円 11,000	千円 5,000	千円	千円	千円 6,000
	補正後	0			—	0	0			0

令和8年度 伊勢市下水道事業予定貸借対照表

(令和9年3月31日)

(単位 千円)

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 汚水有形固定資産

イ 土地		375,855
ロ 建物	1,035,660	
減価償却累計額	<u>△235,648</u>	800,012
ハ 構築物	75,480,656	
減価償却累計額	<u>△19,824,988</u>	55,655,668
ニ 機械及び装置	1,972,675	
減価償却累計額	<u>△1,130,352</u>	842,323
ホ 車両運搬具	12,913	
減価償却累計額	<u>△5,629</u>	7,284
ヘ 工具、器具及び備品	25,782	
減価償却累計額	<u>△22,147</u>	3,635
ト 建設仮勘定		<u>341,635</u>

汚水有形固定資産合計 58,026,412

(2) 雨水有形固定資産

イ 土地		1,026,092
ロ 建物	2,948,188	
減価償却累計額	<u>△1,144,814</u>	1,803,374
ハ 構築物	8,345,362	
減価償却累計額	<u>△2,816,808</u>	5,528,554
ニ 機械及び装置	7,585,651	
減価償却累計額	<u>△3,771,589</u>	3,814,062
ホ 工具、器具及び備品	3,772	
減価償却累計額	<u>△3,583</u>	189
ヘ 建設仮勘定		<u>1,844,091</u>

雨水有形固定資産合計 14,016,362

(3) 汚水無形固定資産

イ 流域下水道施設利用権	8,233,929	
ロ 電話加入権	75	
ハ ソフトウェア	<u>2,287</u>	

汚水無形固定資産合計 8,236,291

固定資産合計

80,279,065

2 流動資産

(1) 現金預金		386,530
(2) 未収金	445,905	
貸倒引当金	<u>△6,416</u>	<u>439,489</u>

流動資産合計		<u>826,019</u>
--------	--	----------------

資 産 合 計		<u><u>81,105,084</u></u>
---------	--	--------------------------

負 債 の 部

3 固定負債

(1) 企業債		
イ 建設改良等企業債	36,206,264	
ロ その他の企業債	<u>18,000</u>	
企業債合計		36,224,264
(2) 引当金		
イ 退職給付引当金	<u>210,584</u>	
引当金合計		<u>210,584</u>

固定負債合計		36,434,848
--------	--	------------

4 流動負債

(1) 企業債		
イ 建設改良等企業債	2,045,228	
ロ その他の企業債	<u>2,000</u>	
企業債合計		2,047,228
(2) 未払金		381,315
(3) 引当金		
イ 賞与引当金	22,832	
ロ 法定福利費引当金	<u>4,484</u>	
引当金合計		<u>27,316</u>

流動負債合計		2,455,859
--------	--	-----------

5 繰延収益

長期前受金	49,027,804
収益化累計額	<u>△16,273,584</u>

繰延収益合計		<u>32,754,220</u>
--------	--	-------------------

負 債 合 計		<u><u>71,644,927</u></u>
---------	--	--------------------------

資 本 の 部

6	資本金		8,753,246
7	剰余金		
(1)	資本剰余金		
イ	受贈財産評価額	146,474	
ロ	他会計負担金	282,198	
ハ	周辺環境整備事業負担金	53,565	
ニ	補助金	216,649	
ホ	その他資本剰余金	<u>75,851</u>	
	資本剰余金合計		774,737
(2)	欠損金		
イ	当年度未処理欠損金	<u>67,826</u>	
	欠損金合計		<u>67,826</u>
	剰余金合計		<u>706,911</u>
	資 本 合 計		<u>9,460,157</u>
	負 債 資 本 合 計		<u><u>81,105,084</u></u>

注記

I 重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

・減価償却の方法 定額法

・主な耐用年数

建物 15 年～ 50 年

構築物 5 年～ 50 年

機械及び装置 5 年～ 35 年

車両運搬具 4 年

工具、器具及び備品 4 年～ 15 年

(2) 無形固定資産

・減価償却の方法 定額法

・主な耐用年数

流域下水道施設利用権 50 年

ソフトウェア 5 年

2 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。

(2) 賞与引当金

職員の期末・勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額（1 2 月から 3 月までの 4 か月分）を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末・勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支出見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(4) 貸倒引当金

債権の不納欠損の損失に備えるため、貸倒実績率による回収不能見込額を計上している。

3 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

II 予定貸借対照表等関連

1 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は24,579,841千円である。

III セグメント情報の開示

1 報告セグメントの概要

伊勢市下水道事業会計は、汚水事業及び雨水事業を運営しており、各事業で運営方針等を決定していることから、汚水事業及び雨水事業の2つを報告セグメントとしている。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容及び財務情報の内訳は以下のとおりである。

事業区分	事業の内容
汚水事業	下水道認可区域内の汚水の処理
雨水事業	下水道認可区域内の雨水の排除

2 報告セグメントごとの営業収益等

当年度（自 令和8年4月1日 至 令和9年3月31日）

（単位 千円）

	汚水事業	雨水事業	共通	合計
営業収益	1,114,585	414,581	0	1,529,166
営業費用	2,806,298	715,732	0	3,522,030
営業損益	△1,691,713	△301,151	0	△1,992,864
経常損益	△160,473	0	0	△160,473
セグメント資産	66,457,672	14,016,362	631,050	81,105,084
セグメント負債	59,251,684	12,393,243	0	71,644,927
その他の項目				
他会計繰入金	1,298,931	482,441	0	1,781,372
減価償却費	1,615,340	498,248	0	2,113,588
特別利益	30,500	0	0	30,500
特別損失	80,921	0	0	80,921
うち減損損失	0	0	0	0
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	3,765,958	2,626,064	0	6,392,022

IV その他

1 退職給付引当金の取崩し

当年度において、他会計退職手当負担金として1,096千円を支給するため、退職給付引当金1,096千円を使用する。

2 賞与引当金及び法定福利費引当金の取崩し

当年度において、職員の期末・勤勉手当として67,953千円を支給するため、賞与引当金22,687千円を使用し、これに伴う法定福利費として13,368千円を支出するため、法定福利費引当金4,451千円を使用する。

3 貸倒引当金の取崩し

当年度において、下水道使用料及び下水道受益者負担金に係る債権2,604千円の不納欠損を行うため、貸倒引当金2,526千円を使用する。

令和8年度 9月補正予算の概要

(単位：千円)

1 一般会計補正予算(第4号)

補正状況	
補正前の予算額	60,887,789
補正予算額	215,710
計	61,103,499

2 一般会計補正予算編成内容

(1) 行政運営上早急に措置すべき諸経費 215,710

1【戸籍住民課】 戸籍住民基本台帳事務一般経費 7,875

マイナンバーカードの交付及び更新業務に係る人員配置に必要な経費を増額補正する。

2【介護保険課】 事務費繰出金 11,563

介護情報基盤への対応に係るシステム改修経費について、介護保険特別会計へ繰出しを行う。

3【環境課】 市営墓地管理一般経費 186,792

公益財団法人伊勢市霊園公社から引き継いだ財産のうち、永代管理特定資産及び墓地管理料の前受金をやすらぎ公園墓地基金へ積み立てる。

4【職員課】 災害対策本部設置経費 9,000

災害対策に要した職員人件費が当初の想定を上回ったため、増額補正する。

5【学校施設整備課】 小中学校適正規模化・適正配置推進事業 480

桜浜中学校区の4小学校に係る統合準備会を設置するための経費。

(2)歳入 215,710

国庫支出金 7,875

繰越金 9,747

諸収入 198,088

(3) 債務負担行為の補正

(追加)

登記課税連携システム導入業務委託	R8～R9	24,289
マイナンバーカード交付等窓口業務委託	R9～R9	23,625
一般廃棄物収集運搬業務委託（令和８年度債務負担行為）		
	R8～R12	1,658,081
市道高向小俣線（宮川橋）橋梁架替事業（令和８年度債務負担行為）		
	R8～R13	3,060,000

3 介護保険特別会計補正予算（第２号）

補正状況

補正前の予算額	16,305,531
補正予算額	23,124
計	16,328,655

介護情報基盤への対応に係るシステム改修経費。

4 下水道事業会計補正予算（第１号）

補正状況

【収益的支出】

既決予定額	4,233,069
補正予定額	26,009
計	4,259,078

【資本的支出】

既決予定額	6,516,547
補正予定額	4,056
計	6,520,603

五十鈴川中村浄化センターから宮川浄化センターへの汚水処理の切り替えを前倒しすることに伴い、必要経費を増額補正する。

議案第 84 号

伊勢市附属機関条例の一部改正について

伊勢市附属機関条例の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 8 年 9 月 14 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市附属機関条例の一部を改正する条例

伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1教育委員会の部伊勢市立小中学校適正規模化・適正配置基本計画策定委員会の項の次に次のように加える。

伊勢市立豊 浜 東 小 学 校・豊浜西小 学校・北浜小 学校・東大淀 小学校統合 準備会	伊勢市立豊浜東 小学校、伊勢市 立豊浜西小学 校、伊勢市立北 浜小学校及び伊 勢市立東大淀小 学校（以下この 項において「統 合関係小学校」 という。）の統合 に関する事項に ついての調査審 議に関するこ と。	40 人以 内	(1) 統 合 関 係小学校の 教職員の代 表者 (2) 統 合 関 係小学校に 在籍する児 童の保護者 の代表者 (3) 統 合 関 係小学校の 通学区域の 住民の代表 者 (4) そ の 他 教育委員会 が必要と認 める者	委嘱さ れ、又 は任命 された 日から 調査審 議が終 了した 日まで
--	--	------------	--	---

附 則

この条例は、令和8年11月1日から施行する。

(説 明)

これは、附属機関を新たに設置するため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後						改正前					
第1条 略 (設置)						第1条 略 (設置)					
第2条 別表第1の第1欄に掲げる執行機関等 (市長(公営企業の管理者の職務を行う市長を含む。以下同じ。)、教育委員会又は公営企業の管理者をいう。以下同じ。)の附属機関として、同表の第2欄に掲げる附属機関を置く。						第2条 別表第1の第1欄に掲げる執行機関等 (市長(公営企業の管理者の職務を行う市長を含む。以下同じ。)、教育委員会又は公営企業の管理者をいう。以下同じ。)の附属機関として、同表の第2欄に掲げる附属機関を置く。					
2 略 (所掌事務)						2 略 (所掌事務)					
第3条 附属機関が所掌する事務は、別表第1の第3欄又は別表第2の第2欄に掲げるとおりとする。 (組織)						第3条 附属機関が所掌する事務は、別表第1の第3欄又は別表第2の第2欄に掲げるとおりとする。 (組織)					
第4条 附属機関の委員その他の構成員(以下「委員等」という。)の定数は、別表第1の第4欄又は別表第2の第3欄に掲げるとおりとする。						第4条 附属機関の委員その他の構成員(以下「委員等」という。)の定数は、別表第1の第4欄又は別表第2の第3欄に掲げるとおりとする。					
2・3 略 (委員等の任命)						2・3 略 (委員等の任命)					
第5条 委員等は、別表第1の第5欄又は別表第2の第4欄に掲げる者のうちから、執行機関等が委嘱し、又は任命する。						第5条 委員等は、別表第1の第5欄又は別表第2の第4欄に掲げる者のうちから、執行機関等が委嘱し、又は任命する。					
2・3 略 (委員等の任期等)						2・3 略 (委員等の任期等)					
第6条 委員等の任期は、別表第1の第6欄又は別表第2の第5欄に掲げるとおりとする。ただし、補欠の委員等の任期は、前任者の残任期間とする。						第6条 委員等の任期は、別表第1の第6欄又は別表第2の第5欄に掲げるとおりとする。ただし、補欠の委員等の任期は、前任者の残任期間とする。					
2～4 略						2～4 略					
第7条～第9条 略						第7条～第9条 略					
別表第1(第2条―第6条関係)						別表第1(第2条―第6条関係)					
執行機関等	附属機関	所掌事務	定数	構成	任期	執行機関等	附属機関	所掌事務	定数	構成	任期
市長	略	略	略	略	略	市長	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略		略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略		略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略		略	略	略	略	略

		略	略	略	略	略
		略	略	略	略	略
		略	略	略	略	略
		略	略	略	略	略
		略	略	略	略	略
		略	略	略	略	略
		略	略	略	略	略
		略	略	略	略	略
		略	略	略	略	略
		略	略	略	略	略
		略	略	略	略	略
		略	略	略	略	略
		略	略	略	略	略
		略	略	略	略	略
		略	略	略	略	略
		略	略	略	略	略
		略	略	略	略	略
		略	略	略	略	略
		略	略	略	略	略
		略	略	略	略	略
		略	略	略	略	略
		略	略	略	略	略
		略	略	略	略	略
		略	略	略	略	略
		略	略	略	略	略
		略	略	略	略	略
		略	略	略	略	略
教育委員会	伊勢市教育振興基本計画策定委員会	略	略	略	略	
	伊勢市立小中学校適正規模化・適正配置基本計画策定委員会	略	略	略	略	
	<u>伊勢市立豊浜東小学校・豊浜西小</u>	<u>伊勢市立豊浜東小学校、伊勢市立豊浜西小</u>	<u>40人以内</u>	<u>(1) 統合関係小</u>	<u>学校の教</u>	<u>委嘱さ、又は任命</u>
		略	略	略	略	略
		略	略	略	略	略
		略	略	略	略	略
		略	略	略	略	略
		略	略	略	略	略
		略	略	略	略	略
		略	略	略	略	略
		略	略	略	略	略
		略	略	略	略	略
		略	略	略	略	略
		略	略	略	略	略
		略	略	略	略	略
		略	略	略	略	略
		略	略	略	略	略
		略	略	略	略	略
		略	略	略	略	略
		略	略	略	略	略
		略	略	略	略	略
		略	略	略	略	略
		略	略	略	略	略
		略	略	略	略	略
		略	略	略	略	略
		略	略	略	略	略
		略	略	略	略	略
		略	略	略	略	略
		略	略	略	略	略
		略	略	略	略	略
教育委員会	伊勢市教育振興基本計画策定委員会	略	略	略	略	
	伊勢市立小中学校適正規模化・適正配置基本計画策定委員会	略	略	略	略	

学校・北浜小学校・東大淀小学校統合準備会	校、伊勢市立北浜小学校及び伊勢市立東大淀小学校（以下この項において「統合関係小学校」という。）の統合に関する事項についての調査審議に関すること。	職員の代表者 (2) 統合関係小学校に在籍する児童の保護者の代表者 (3) 統合関係小学校の通学区の住民の代表者 (4) その他教育委員会が必要と認める者	された日から調査審議が終了した日まで						
伊勢市教育支援委員会	略	略	略	略	伊勢市教育支援委員会	略	略	略	略
伊勢市特別支援教育推進会議	略	略	略	略	伊勢市特別支援教育推進会議	略	略	略	略
伊勢市学校評	略	略	略	略	伊勢市学校評	略	略	略	略

	議員				
	伊勢市 学校給 食運営 委員会	略	略	略	略
	伊勢市 子ども 読書活 動推進 会議	略	略	略	略
	伊勢市 教育用 コンピ ュータ 調査委 員会	略	略	略	略
病院 事業 管理 者	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略
別表第2 略					

	議員				
	伊勢市 学校給 食運営 委員会	略	略	略	略
	伊勢市 子ども 読書活 動推進 会議	略	略	略	略
	伊勢市 教育用 コンピ ュータ 調査委 員会	略	略	略	略
病院 事業 管理 者	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略
別表第2 略					

議案第 85 号

伊勢市立公民館条例の一部改正について

伊勢市立公民館条例の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 8 年 9 月 14 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市立公民館条例の一部を改正する条例

伊勢市立公民館条例（平成17年伊勢市条例第184号）の一部を次のように改正する。

別表第2 伊勢市立小林公民館の項を削る。

別表第3の1の表及び2の表中

伊勢市立御薗公民館
伊勢市立小林公民館

を

「

伊勢市立御薗公民館

に改める。」

附 則

この条例は、令和8年11月1日から施行する。

（説 明）

これは、伊勢市立小林公民館を廃止するため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前																																				
第1条 略 (名称及び位置) 第2条 公民館の名称及び位置は、別表第1及び別表第2のとおりとする。 第3条～第5条 略 (休館日及び開館時間) 第6条 公民館の休館日及び開館時間は、別表第3のとおりとする。ただし、教育委員会又は指定管理者(以下「教育委員会等」という。)が特別の事由があると認めたときは、休館日若しくは開館時間を変更し、又は臨時に休館することができる。この場合において、指定管理者が休館日若しくは開館時間の変更又は臨時の休館をしようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。 第7条～第19条 略 別表第1 略 別表第2(第2条関係) <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊勢市立高麗広公民館</td><td>伊勢市宇治今在家町511番地</td></tr> <tr> <td>伊勢市立下小俣公民館</td><td>伊勢市小俣町元町1282番地1</td></tr> <tr> <td>伊勢市立高畑公民館</td><td>伊勢市小俣町宮前787番地3</td></tr> </tbody> </table> 別表第3(第6条関係) 1 休館日 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>休館日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊勢市立高麗広公民館</td><td>12月29日から翌年1月3日まで</td></tr> <tr> <td>伊勢市立小俣公民館</td><td>日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに12月28日から翌年1月4日まで</td></tr> <tr> <td>伊勢市立下小俣公民館</td><td rowspan="2">12月29日から翌年の1月3日まで</td></tr> <tr> <td>伊勢市立高畑公民館</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	伊勢市立高麗広公民館	伊勢市宇治今在家町511番地	伊勢市立下小俣公民館	伊勢市小俣町元町1282番地1	伊勢市立高畑公民館	伊勢市小俣町宮前787番地3	名称	休館日	伊勢市立高麗広公民館	12月29日から翌年1月3日まで	伊勢市立小俣公民館	日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに12月28日から翌年1月4日まで	伊勢市立下小俣公民館	12月29日から翌年の1月3日まで	伊勢市立高畑公民館	第1条 略 (名称及び位置) 第2条 公民館の名称及び位置は、別表第1及び別表第2のとおりとする。 第3条～第5条 略 (休館日及び開館時間) 第6条 公民館の休館日及び開館時間は、別表第3のとおりとする。ただし、教育委員会又は指定管理者(以下「教育委員会等」という。)が特別の事由があると認めたときは、休館日若しくは開館時間を変更し、又は臨時に休館することができる。この場合において、指定管理者が休館日若しくは開館時間の変更又は臨時の休館をしようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。 第7条～第19条 略 別表第1 略 別表第2(第2条関係) <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊勢市立高麗広公民館</td><td>伊勢市宇治今在家町511番地</td></tr> <tr> <td>伊勢市立下小俣公民館</td><td>伊勢市小俣町元町1282番地1</td></tr> <tr> <td>伊勢市立高畑公民館</td><td>伊勢市小俣町宮前787番地3</td></tr> <tr> <td>伊勢市立小林公民館</td><td>伊勢市御蘭町小林343番地</td></tr> </tbody> </table> 別表第3(第6条関係) 1 休館日 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>休館日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊勢市立高麗広公民館</td><td>12月29日から翌年1月3日まで</td></tr> <tr> <td>伊勢市立小俣公民館</td><td>日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに12月28日から翌年1月4日まで</td></tr> <tr> <td>伊勢市立下小俣公民館</td><td rowspan="2">12月29日から翌年の1月3日まで</td></tr> <tr> <td>伊勢市立高畑公民館</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	伊勢市立高麗広公民館	伊勢市宇治今在家町511番地	伊勢市立下小俣公民館	伊勢市小俣町元町1282番地1	伊勢市立高畑公民館	伊勢市小俣町宮前787番地3	伊勢市立小林公民館	伊勢市御蘭町小林343番地	名称	休館日	伊勢市立高麗広公民館	12月29日から翌年1月3日まで	伊勢市立小俣公民館	日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに12月28日から翌年1月4日まで	伊勢市立下小俣公民館	12月29日から翌年の1月3日まで	伊勢市立高畑公民館
名称	位置																																				
伊勢市立高麗広公民館	伊勢市宇治今在家町511番地																																				
伊勢市立下小俣公民館	伊勢市小俣町元町1282番地1																																				
伊勢市立高畑公民館	伊勢市小俣町宮前787番地3																																				
名称	休館日																																				
伊勢市立高麗広公民館	12月29日から翌年1月3日まで																																				
伊勢市立小俣公民館	日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに12月28日から翌年1月4日まで																																				
伊勢市立下小俣公民館	12月29日から翌年の1月3日まで																																				
伊勢市立高畑公民館																																					
名称	位置																																				
伊勢市立高麗広公民館	伊勢市宇治今在家町511番地																																				
伊勢市立下小俣公民館	伊勢市小俣町元町1282番地1																																				
伊勢市立高畑公民館	伊勢市小俣町宮前787番地3																																				
伊勢市立小林公民館	伊勢市御蘭町小林343番地																																				
名称	休館日																																				
伊勢市立高麗広公民館	12月29日から翌年1月3日まで																																				
伊勢市立小俣公民館	日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに12月28日から翌年1月4日まで																																				
伊勢市立下小俣公民館	12月29日から翌年の1月3日まで																																				
伊勢市立高畑公民館																																					

伊勢市立御蔭公民館		伊勢市立御蔭公民館	
		伊勢市立小林公民館	
2 開館時間		2 開館時間	
名称	開館時間	名称	開館時間
伊勢市立高麗広公民館	午前9時から午後9時まで 午前9時から午後10時まで	伊勢市立高麗広公民館	午前9時から午後9時まで 午前9時から午後10時まで
伊勢市立小俣公民館		伊勢市立小俣公民館	
伊勢市立下小俣公民館		伊勢市立下小俣公民館	
伊勢市立高畑公民館		伊勢市立高畑公民館	
伊勢市立御蔭公民館		伊勢市立御蔭公民館	
		伊勢市立小林公民館	
別表第4 略		別表第4 略	

議案第 86 号

伊勢市学習等供用施設条例の一部改正について

伊勢市学習等供用施設条例の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 8 年 9 月 14 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市学習等供用施設条例の一部を改正する条例

伊勢市学習等供用施設条例（平成17年伊勢市条例第187号）の一部を次のように改正する。

別表坂東会館の項、東大淀町民会館の項、溝口会館の項及び上惣公民館の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年11月1日から施行する。

（説 明）

これは、坂東会館、東大淀町民会館、溝口会館及び上惣公民館を廃止するため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前																																												
第1条 略 (名称及び位置) 第2条 施設の名称及び位置は、別表のとおりとする。 第3条～第15条 略 別表(第2条関係) <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>東豊浜町土路区 町民会館</td><td>略</td></tr> <tr> <td>船江会館</td><td>略</td></tr> <tr> <td>田尻町民会館</td><td>略</td></tr> <tr> <td>辻久留台会館</td><td>略</td></tr> <tr> <td>昭和苑会館</td><td>略</td></tr> <tr> <td>檉原町民会館</td><td>略</td></tr> <tr> <td>小俣北部公民館</td><td>略</td></tr> <tr> <td>宮前公民館</td><td>略</td></tr> </table>	名称	位置	東豊浜町土路区 町民会館	略	船江会館	略	田尻町民会館	略	辻久留台会館	略	昭和苑会館	略	檉原町民会館	略	小俣北部公民館	略	宮前公民館	略	第1条 略 (名称及び位置) 第2条 施設の名称及び位置は、別表のとおりとする。 第3条～第15条 略 別表(第2条関係) <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>東豊浜町土路区 町民会館</td><td>略</td></tr> <tr> <td>船江会館</td><td>略</td></tr> <tr> <td>坂東会館</td><td><u>伊勢市中須町406番地の4</u></td></tr> <tr> <td>田尻町民会館</td><td>略</td></tr> <tr> <td>辻久留台会館</td><td>略</td></tr> <tr> <td>昭和苑会館</td><td>略</td></tr> <tr> <td>檉原町民会館</td><td>略</td></tr> <tr> <td>東大淀町民会館</td><td><u>伊勢市東大淀町201番地1</u></td></tr> <tr> <td>溝口会館</td><td><u>伊勢市二見町溝口516番地1</u></td></tr> <tr> <td>小俣北部公民館</td><td>略</td></tr> <tr> <td>宮前公民館</td><td>略</td></tr> <tr> <td>上惣公民館</td><td><u>伊勢市小俣町相合999番地6</u></td></tr> </table>	名称	位置	東豊浜町土路区 町民会館	略	船江会館	略	坂東会館	<u>伊勢市中須町406番地の4</u>	田尻町民会館	略	辻久留台会館	略	昭和苑会館	略	檉原町民会館	略	東大淀町民会館	<u>伊勢市東大淀町201番地1</u>	溝口会館	<u>伊勢市二見町溝口516番地1</u>	小俣北部公民館	略	宮前公民館	略	上惣公民館	<u>伊勢市小俣町相合999番地6</u>
名称	位置																																												
東豊浜町土路区 町民会館	略																																												
船江会館	略																																												
田尻町民会館	略																																												
辻久留台会館	略																																												
昭和苑会館	略																																												
檉原町民会館	略																																												
小俣北部公民館	略																																												
宮前公民館	略																																												
名称	位置																																												
東豊浜町土路区 町民会館	略																																												
船江会館	略																																												
坂東会館	<u>伊勢市中須町406番地の4</u>																																												
田尻町民会館	略																																												
辻久留台会館	略																																												
昭和苑会館	略																																												
檉原町民会館	略																																												
東大淀町民会館	<u>伊勢市東大淀町201番地1</u>																																												
溝口会館	<u>伊勢市二見町溝口516番地1</u>																																												
小俣北部公民館	略																																												
宮前公民館	略																																												
上惣公民館	<u>伊勢市小俣町相合999番地6</u>																																												

議案第 87 号

伊勢市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について

伊勢市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に提出する。

令和 8 年 9 月 14 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市福祉医療費の助成に関する条例（平成17年伊勢市条例第87号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、こども及び寡婦」を「及びこども」に改める。

第2条中第6項を削り、第7項を第6項とし、第8項から第11項までを1項ずつ繰り上げる。

第3条第3号中「第6項」を「第5項」に改める。

第5条第1項中「(寡婦を除く。)」を削る。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 次に掲げる者については、改正前の伊勢市福祉医療費の助成に関する条例（以下この項において「旧条例」という。）の規定は、なおその効力を有する。

- (1) この条例の施行の日の前日において寡婦（旧条例第2条第6項に規定する寡婦をいう。次号において同じ。）である受給資格者（旧条例第4条第3項に規定する受給資格者をいう。）であった者
- (2) この条例の施行の日の前日において寡婦であった者（前号に掲げる者を除く。）であって、同日において旧条例第4条第1項の規定による申請をしたとしたならば同項の規定により受給資格の認定を受けることとなるもの

(説 明)

これは、寡婦に係る福祉医療費の助成を廃止するため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前
(目的) 第1条 この条例は、障害者、一人親家庭等の母、一人親家庭等の父、一人親家庭等の児童及びこどもの医療費の一部を助成することにより、これらの者の保健の向上に寄与し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。 (用語の意義) 第2条 この条例において「障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 (1)～(3) 略 2～5 略 6 この条例において「医療保険各法」とは、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)及び規則で定める社会保険各法をいう。 7 この条例において、「医療に関する給付」とは、次の各号のいずれかに該当する給付をいう。 (1)・(2) 略 8 この条例において「保険医療機関等」とは、病院、診療所、薬局等医療保険各法の規定により医療に関する給付を取り扱うものをいう。 9 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者であつて、こどもを現に監護している者をいう。 10 この条例において「養育者」とは、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条に規定する者であつて、18歳未満児を現に監護し、かつ、生計を維持している者で、一	(目的) 第1条 この条例は、障害者、一人親家庭等の母、一人親家庭等の父、一人親家庭等の児童、<u>こども及び寡婦</u>の医療費の一部を助成することにより、これらの者の保健の向上に寄与し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。 (用語の意義) 第2条 この条例において「障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 (1)～(3) 略 2～5 略 6 <u>この条例において「寡婦」とは、次の各号の全てに該当する60歳の誕生日が属する月の初日から70歳の誕生日が属する月の末日(誕生日が月の初日であるときは、70歳の誕生日の属する月の前月の末日)までの女子をいう。</u> (1) <u>配偶者と死別し、かつて20歳未満の者を扶養していた者</u> (2) <u>現在、婚姻をしていない者</u> 7 この条例において「医療保険各法」とは、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)及び規則で定める社会保険各法をいう。 8 この条例において、「医療に関する給付」とは、次の各号のいずれかに該当する給付をいう。 (1)・(2) 略 9 この条例において「保険医療機関等」とは、病院、診療所、薬局等医療保険各法の規定により医療に関する給付を取り扱うものをいう。 10 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者であつて、こどもを現に監護している者をいう。 11 この条例において「養育者」とは、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条に規定する者であつて、18歳未満児を現に監護し、かつ、生計を維持している者で、一

人親家庭等の母又は一人親家庭等の父でない者をいう。

(対象者)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者を除く。

(1)・(2) 略

(3) 前条第1項から第5項までのいずれかに該当する者

(4) 略

第4条 略

(福祉医療費の助成)

第5条 市長は、対象者の疾病又は負傷について医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額(一部負担金の納付が定められている場合は、当該一部負担金に相当する額を控除した額)が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則で定める手続に従い、その者に対し、その満たない額(以下この条において「対象医療費」という。)に相当する額を福祉医療費として助成する。ただし、次の各号に掲げるものは、助成の対象としない。

(1)～(3) 略

2 略

第6条 削除

人親家庭等の母又は一人親家庭等の父でない者をいう。

(対象者)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者を除く。

(1)・(2) 略

(3) 前条第1項から第6項までのいずれかに該当する者

(4) 略

第4条 略

(福祉医療費の助成)

第5条 市長は、対象者(寡婦を除く。)の疾病又は負傷について医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額(一部負担金の納付が定められている場合は、当該一部負担金に相当する額を控除した額)が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則で定める手続に従い、その者に対し、その満たない額(以下この条において「対象医療費」という。)に相当する額を福祉医療費として助成する。ただし、次の各号に掲げるものは、助成の対象としない。

(1)～(3) 略

2 略

第6条 市長は、寡婦の疾病又は負傷について医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額(一部負担金の納付が定められている場合は、当該一部負担金に相当する額を控除した額)が当該医療に要する費用の額に満たないときは、対象者に対し、その満たない額(以下この条において「寡婦対象医療費」という。)に相当する額について、次の各号に定めるところにより算定した額を福祉医療費として助成する。ただし、当該疾病又は負傷について他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われたときは、この限りでない。

(1) 診療の場合は、診療報酬明細書(療養

第7条～第15条 略	<u>については療養に要した費用)1件につき、寡婦対象医療費に相当する額から12,000円(病院又は診療所に入所している場合にあつては、入所した日から1日につき44,400円を31で除した額から100円を控除した額を加算する。ただし、その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを切り上げる。)を控除した額の2分の1</u> <u>(2) 調剤の場合は、調剤報酬明細書1件につき、寡婦対象医療費に相当する額から12,000円を控除した額の2分の1</u> 第7条～第15条 略
-------------------	---

議案第 88 号

伊勢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正について

伊勢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例を
次のように提出する。

令和 8 年 9 月 14 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成17年伊勢市条例第129号）の一部を次のように改正する。

第12条中「事業系一般廃棄物」を「事業活動に伴って生じた一般廃棄物（次条第1項及び第2項において「事業系一般廃棄物」という。）」に改める。

第13条第1項中「、法第6条の2第5項の規定により」を削り、「事業活動に伴って生じた一般廃棄物（以下「事業系一般廃棄物」という。）」を「事業系一般廃棄物」に、「占有者（以下」を「占有者（以下この条において」に、「当該一般廃棄物の減量化及び資源化に関する計画の作成並びに当該一般廃棄物の適正な処理など必要な事項を調査、指導等することができる」を「法第6条の2第7項の規定による指示のほか、当該事業系一般廃棄物の減量化及び資源化に関する計画の作成その他当該事業系一般廃棄物の適正な処理の実施のため必要な事項を指示することができる」に改め、同条第2項中「一般廃棄物」を「事業系一般廃棄物」に、「同様」を「、同様」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 市長は、多量排出事業者に対し、前項に規定する計画の作成及び実施について必要な助言及び指導をすることができる。

第13条に次の2項を加える。

4 市長は、第1項又は前項の規定の施行に必要な限度において、多量排出事業者に対し、必要な報告を求め、又は調査をすることができる。

5 市長は、多量排出事業者が第3項の規定による指導に従わないとき、又は前項の規定による報告をせず、若しくは調査を拒んだときは、当該多量排出事業者に対し、指導に従うべきこと又は報告の求め若しくは調

査に応ずべきことを勧告することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

これは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律による廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うとともに、その他規定の整備を行うため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前
第1条～第11条 略 (事業者による処分) 第12条 事業者は、<u>事業活動に伴って生じた一般廃棄物(次条第1項及び第2項において「事業系一般廃棄物」という。)</u>を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は一般廃棄物の収集運搬若しくは処分を業として行うことができる者に運搬させ、若しくは処分させなければならない。 (多量排出事業者) 第13条 市長は、<u>事業系一般廃棄物を多量に排出する規則で定める土地又は建物の占有者(以下この条において「多量排出事業者」という。)</u>に対し、<u>法第6条の2第7項の規定による指示のほか、当該事業系一般廃棄物の減量化及び資源化に関する計画の作成その他当該事業系一般廃棄物の適正な処理の実施のため必要な事項を指示することができる。</u> 2 多量排出事業者は、前項の規定による指示により<u>事業系一般廃棄物の減量化及び資源化に関する計画を作成したときは、遅滞なく市長に提出しなければならない。これを変更したときも、同様とする。</u> 3 <u>市長は、多量排出事業者に対し、前項に規定する計画の作成及び実施について必要な助言及び指導をすることができる。</u> 4 <u>市長は、第1項又は前項の規定の施行に必要な限度において、多量排出事業者に対し、必要な報告を求め、又は調査をすることができる。</u> 5 <u>市長は、多量排出事業者が第3項の規定による指導に従わないとき、又は前項の規定による報告をせず、若しくは調査を拒んだときは、当該多量排出事業者に対し、指導に従うべきこと又は報告の求め若しくは調査に応ずべきことを勧告することができる。</u> 第14条～第26条 略	第1条～第11条 略 (事業者による処分) 第12条 事業者は、<u>事業系一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は一般廃棄物の収集運搬若しくは処分を業として行うことができる者に運搬させ、若しくは処分させなければならない。</u> (多量排出事業者) 第13条 市長は、<u>法第6条の2第5項の規定により、事業活動に伴って生じた一般廃棄物(以下「事業系一般廃棄物」という。)</u>を多量に排出する規則で定める土地又は建物の<u>占有者(以下「多量排出事業者」という。)</u>に対し、<u>当該一般廃棄物の減量化及び資源化に関する計画の作成並びに当該一般廃棄物の適正な処理など必要な事項を調査、指導等することができる。</u> 2 多量排出事業者は、前項の規定による指示により<u>一般廃棄物の減量化及び資源化に関する計画を作成したときは、遅滞なく市長に提出しなければならない。これを変更したときも同様とする。</u> 3 <u>市長は、多量排出事業者が第1項の規定に基づく調査を拒み、又は指導に従わないときは、当該多量排出事業者に対して、調査の受入れ又は指導に従うよう勧告することができる。</u> 第14条～第26条 略

議案第 89 号

伊勢市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正に

ついて

伊勢市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する

条例を次のように提出する。

令和 8 年 9 月 14 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成17年伊勢市条例第107号）の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「(以下代表者及びこれらの登録資格を有する者を「代表者等」という。)」を削り、同条第1号を次のように改める。

- (1) 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第18条の3第1項第6号に規定する職務代行者

第3条第1項中「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者」を「認可地縁団体の代表者及び前条各号に掲げる者（以下「代表者等」という。）であって、認可地縁団体印鑑の登録を受けようとするもの（次項において「登録申請者」という。）」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 認可地縁団体印鑑登録申請書には、伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成17年伊勢市条例第106号）第5条の規定により登録されている登録申請者の個人の印鑑（以下「個人印鑑」という。）を押印しなければならない。

第4条中「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者から」を「前条第1項の規定による」に、「(昭和22年内務省令第29号)第21条第2項」を「第18条の3第1項の規定」に、「印鑑登録原票」を「伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例第14条に規定する印鑑登録証明書」に、「審査した上」を「審査し、当該申請を適正と認めたときは」に改める。

第6条の見出しを「(登録事項)」に改め、同条第1項第6号を次のように改める。

(6) 登録を受けた代表者等の登録資格の種別

第6条第1項第7号から第9号までの規定中「代表者等」を「登録を受けた代表者等」に改める。

第8条第1項各号列記以外の部分中「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者に係る」を削り、「登録されている」の次に「認可地縁団体印鑑の」を加え、同項第3号を次のように改める。

(3) 登録を受けた代表者等の登録資格の種別

第8条第1項第4号及び第5号中「代表者等」を「登録を受けた代表者等」に改め、同条第2項中「鮮明になるような方法により複写しなければならない」を「鮮明になるようにしなければならない」に改める。

第9条第2項中「認可地縁団体印鑑亡失届」を「認可地縁団体印鑑登録廃止申請書」に、「添付して」を「押印して」に改める。

第12条第1項中「第19条第1項第1号ト」を「第18条の3第1項第7号」に、「団体」を「認可地縁団体」に改め、「又は届出」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、当該代理人は、市長に対して、代理人が当該代理人本人であることを確認するため市長が適当と認める書類を提示し、又は提出しなければならない。

第12条第2項を次のように改める。

- 2 前項の場合における第3条第1項、第7条第1項及び第9条の規定の適用については、第3条第1項中「登録申請者」という。)とあるのは「登録申請者」という。)の代理人」と、第7条第1項及び第9条中「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の代理人」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

これは、地方自治法施行規則の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うとともに、その他規定の整備を行うため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前
第1条 略 (登録資格) 第2条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者のほか、次の各号に掲げる者が選任されているときには、代表者に代えて当該各号に掲げる者とする。 (1) <u>地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第18条の3第1項第6号に規定する職務代行者</u> (2)～(4) 略 (登録申請) 第3条 <u>認可地縁団体の代表者及び前条各号に掲げる者(以下「代表者等」という。)であって、認可地縁団体印鑑の登録を受けようとするもの(次項において「登録申請者」という。)</u>は、登録を受けようとする認可地縁団体印鑑を自ら持参し、認可地縁団体印鑑登録申請書により市長に申請しなければならない。 2 <u>認可地縁団体印鑑登録申請書には、伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例(平成17年伊勢市条例第106号)第5条の規定により登録されている登録申請者の個人の印鑑(以下「個人印鑑」という。)を押印しなければならない。</u> (登録) 第4条 市長は、<u>前条第1項の規定による認可地縁団体印鑑の登録の申請があったときは、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則第18条の3第1項の規定に基づき作成された台帳(以下「地縁団体登録台帳」という。)の記載事項並びに個人印鑑に係る伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例第14条に規定する印鑑登録証明書</u>の記載事項及び印影と照合するほか、認可地縁団体印鑑登録申請書に記載されている事項等について<u>審査し、当該申請を適正と認めたときは、これを登録する。</u> 第5条 略 (登録事項)	第1条 略 (登録資格) 第2条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者のほか、次の各号に掲げる者が選任されているときには、代表者に代えて当該各号に掲げる者<u>(以下代表者及びこれらの登録資格を有する者を「代表者等」という。)</u>とする。 (1) <u>職務代行者(裁判所の仮処分命令により選任された代表者の職務を代行する者をいう。)</u> (2)～(4) 略 (登録申請) 第3条 <u>認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者は、登録を受けようとする認可地縁団体印鑑を自ら持参し、認可地縁団体印鑑登録申請書により市長に申請しなければならない。</u> 2 <u>認可地縁団体印鑑登録申請書の代表者等の氏名の次に押す印鑑は、本市において登録している代表者等の個人の印鑑(以下「個人印鑑」という。)</u>とする。 (登録) 第4条 市長は、<u>認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者から認可地縁団体印鑑の登録の申請があったときは、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第21条第2項に基づき作成された台帳(以下「地縁団体登録台帳」という。)の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票</u>の記載事項及び印影と照合するほか、認可地縁団体印鑑登録申請書に記載されている事項等について<u>審査した上、これを登録する。</u> 第5条 略 (認可地縁団体印鑑登録原票)

第6条 第4条に規定する認可地縁団体印鑑の登録は、認可地縁団体印鑑登録原票に印影のほか、次の各号に掲げる事項を登録するものとする。

(1)～(5) 略

(6) 登録を受けた代表者等の登録資格の種別

(7) 登録を受けた代表者等の氏名

(8) 登録を受けた代表者等の生年月日

(9) 登録を受けた代表者等の住所

2 略

(認可地縁団体印鑑登録証明書の交付)

第7条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、認可地縁団体印鑑登録証明書の交付を申請する場合には、認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書に登録している認可地縁団体印鑑を押印の上、自ら市長に申請しなければならない。

2 略

(認可地縁団体印鑑登録証明書の記載事項等)

第8条 認可地縁団体印鑑登録証明書は、認可地縁団体印鑑登録原票に登録されている認可地縁団体印鑑の印影の写しについて市長が証明するものとし、併せて次に掲げる事項を記載するものとする。

(1)・(2) 略

(3) 登録を受けた代表者等の登録資格の種別

(4) 登録を受けた代表者等の氏名

(5) 登録を受けた代表者等の生年月日

2 市長は、認可地縁団体印鑑登録証明書を作成するに当たっては、特に印影の写しが鮮明になるようにしなければならない。

3 略

(認可地縁団体印鑑登録の廃止)

第9条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、当該印鑑の登録を廃止しようとする場合には、自ら認可地縁団体印鑑登録廃止申請書に登録している認可地縁団体印鑑を押印の上、市長に申請しなければならない

第6条 第4条に規定する認可地縁団体印鑑の登録は、認可地縁団体印鑑登録原票に印影のほか、次の各号に掲げる事項を登録するものとする。

(1)～(5) 略

(6) 登録資格(第2条に掲げる登録資格のうちいずれかを記載する。)

(7) 代表者等の氏名

(8) 代表者等の生年月日

(9) 代表者等の住所

2 略

(認可地縁団体印鑑登録証明書の交付)

第7条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、認可地縁団体印鑑登録証明書の交付を申請する場合には、認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書に登録している認可地縁団体印鑑を押印の上、自ら市長に申請しなければならない。

2 略

(認可地縁団体印鑑登録証明書の記載事項等)

第8条 認可地縁団体印鑑登録証明書は、認可地縁団体印鑑の登録を受けている者に係る認可地縁団体印鑑登録原票に登録されている印影の写しについて市長が証明するものとし、併せて次に掲げる事項を記載するものとする。

(1)・(2) 略

(3) 登録資格

(4) 代表者等の氏名

(5) 代表者等の生年月日

2 市長は、認可地縁団体印鑑登録証明書を作成するに当たっては、特に印影の写しが鮮明になるような方法により複写しなければならない。

3 略

(認可地縁団体印鑑登録の廃止)

第9条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、当該印鑑の登録を廃止しようとする場合には、自ら認可地縁団体印鑑登録廃止申請書に登録している認可地縁団体印鑑を押印の上、市長に申請しなければならない

い。 2 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、当該登録された認可地縁団体印鑑を亡失した場合には、直ちに当該印鑑の登録の廃止を市長に申請しなければならない。この場合においては、<u>認可地縁団体印鑑登録廃止申請書に個人印鑑を押印して</u>これを行わなければならない。 第10条・第11条 略 (代理人による申請等) 第12条 地方自治法施行規則第18条の3第1項第7号に規定する代理人を置いている<u>認可地縁団体</u>にあつては、委任状により当該代理人による申請をすることができる。<u>この場合においては、当該代理人は、市長に対して、代理人が当該代理人本人であることを確認するため市長が適当と認める書類を提示し、又は提出しなければならない。</u> 2 <u>前項の場合における第3条第1項、第7条第1項及び第9条の規定の適用については、第3条第1項中「登録申請者」という。）」とあるのは「登録申請者」という。）の代理人」と、第7条第1項及び第9条中「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の代理人」とする。</u> 第13条～第15条 略	い。 2 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、当該登録された認可地縁団体印鑑を亡失した場合には、直ちに当該印鑑の登録の廃止を市長に申請しなければならない。この場合においては、<u>認可地縁団体印鑑亡失届に個人印鑑を添付して</u>これを行わなければならない。 第10条・第11条 略 (代理人による申請等) 第12条 地方自治法施行規則第19条第1項第1号<u>ト</u>に規定する代理人を置いている<u>団体</u>にあつては、委任状により当該代理人による申請<u>又は届出</u>をすることができる。 2 <u>前項の場合においては、第3条第1項及び第4条中「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者の代理人」と、第3条第2項中「代表者等」とあるのは「代理人」と、第7条第1項及び第9条第1項中「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の代理人」と読み替えるものとする。</u> 第13条～第15条 略
--	--

議案第 90 号

伊勢市景観条例の一部改正について

伊勢市景観条例の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 8 年 9 月 14 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市景観条例の一部を改正する条例

伊勢市景観条例（平成 21 年伊勢市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 項及び第 2 項中「第 16 条第 7 項第 11 号」を「第 16 条第 8 項第 12 号」に改める。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 23 号）の施行の日から施行する。

（説 明）

これは、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律による景観法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前
第1章 総則 第1条～第7条 略 第2章 景観計画及びこれに基づく措置 第1節 景観計画の策定等 第8条・第9条 略 第2節 行為の規制等 第10条～第13条 略 (適用除外) 第14条 景観計画区域(沿道景観形成地区及び重点地区を除く。)内における <u>法第16条第8項第12号</u> に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 (1)～(6) 略 2 第9条第1項に規定する沿道景観形成地区内及び同条第2項に規定する重点地区内における <u>法第16条第8項第12号</u> に規定する条例で定める行為は、景観計画において定められた地区ごとに規則で定めるものとする。 第15条～第18条 略 第3節 景観重要建造物等 第19条・第20条 略 第3章 景観地区等 第1節 景観地区 第21条 略 第2節 建築物に関する届出等 第22条～第24条 略 第3節 工作物の制限等 第25条～第34条 略 第4章 表彰及び支援 第35条・第36条 略 第5章 雑則 第37条 略	第1章 総則 第1条～第7条 略 第2章 景観計画及びこれに基づく措置 第1節 景観計画の策定等 第8条・第9条 略 第2節 行為の規制等 第10条～第13条 略 (適用除外) 第14条 景観計画区域(沿道景観形成地区及び重点地区を除く。)内における <u>法第16条第7項第11号</u> に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 (1)～(6) 略 2 第9条第1項に規定する沿道景観形成地区内及び同条第2項に規定する重点地区内における <u>法第16条第7項第11号</u> に規定する条例で定める行為は、景観計画において定められた地区ごとに規則で定めるものとする。 第15条～第18条 略 第3節 景観重要建造物等 第19条・第20条 略 第3章 景観地区等 第1節 景観地区 第21条 略 第2節 建築物に関する届出等 第22条～第24条 略 第3節 工作物の制限等 第25条～第34条 略 第4章 表彰及び支援 第35条・第36条 略 第5章 雑則 第37条 略

議案第 91 号

伊勢市火災予防条例の一部改正について

伊勢市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 8 年 9 月 14 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市火災予防条例の一部を改正する条例

伊勢市火災予防条例（平成17年伊勢市条例第205号）の一部を次のように改正する。

第18条に次の1項を加える。

- 3 液体燃料を使用する調理に用いる器具にあつては、第1項に規定するもののほか、その周囲において使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないように適切に管理を行わなければならない。

第19条に次の1項を加える。

- 3 固体燃料を使用する調理に用いる器具については、前2項に規定するもののほか、前条第3項の規定を準用する。

第20条に次の1項を加える。

- 3 気体燃料を使用する調理に用いる器具については、前2項に規定するもののほか、第18条第3項の規定を準用する。

第21条に次の1項を加える。

- 3 電気を熱源とする調理に用いる器具については、前2項に規定するもののほか、第18条第3項の規定を準用する。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

（説 明）

これは、火を使用する器具の取扱いについて、調理に用いる器具に係る基準を追加するため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前
第1章 総則 第1条 略 第2章 削除 第2条 略 第3章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等 第1節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準 第3条～第17条の3 略 第2節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準 (液体燃料を使用する器具) 第18条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。 (1)～(13) 略 2 略 3 <u>液体燃料を使用する調理に用いる器具にあつては、第1項に規定するもののほか、その周囲において使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないように適切に管理を行わなければならない。</u> (固体燃料を使用する器具) 第19条 固体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。 (1)・(2) 略 2 略 3 <u>固体燃料を使用する調理に用いる器具については、前2項に規定するもののほか、前条第3項の規定を準用する。</u> (気体燃料を使用する器具) 第20条 気体燃料を使用する器具に接続する金属管以外の管は、その器具に応じた適当な長さとしなければならない。 2 略 3 <u>気体燃料を使用する調理に用いる器具に</u>	第1章 総則 第1条 略 第2章 削除 第2条 略 第3章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等 第1節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準 第3条～第17条の3 略 第2節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準 (液体燃料を使用する器具) 第18条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。 (1)～(13) 略 2 略 (固体燃料を使用する器具) 第19条 固体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。 (1)・(2) 略 2 略 (気体燃料を使用する器具) 第20条 気体燃料を使用する器具に接続する金属管以外の管は、その器具に応じた適当な長さとしなければならない。 2 略

<u>ついては、前2項に規定するもののほか、第18条第3項の規定を準用する。</u> (電気を熱源とする器具) 第21条 電気を熱源とする器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。 (1)・(2) 略 2 略 3 <u>電気を熱源とする調理に用いる器具について、前2項に規定するもののほか、第18条第3項の規定を準用する。</u> 第22条・第22条の2 略 第3節 火の使用に関する制限等 第23条～第28条 略 第4節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限 第29条 略 第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等 第29条の2～第29条の7 略 第3章の3 林野火災の予防 第29条の8・第29条の9 略 第4章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等 第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等 第30条～第32条 略 第2節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等 第33条～第34条の2 略 第3節 基準の特例 第34条の3 略 第5章 避難管理 第35条～第42条 略 第5章の2 屋外催しに係る防火管理 第42条の2・第42条の3 略 第6章 雑則 第43条～第48条 略 第7章 罰則 第49条・第50条 略	(電気を熱源とする器具) 第21条 電気を熱源とする器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。 (1)・(2) 略 2 略 第22条・第22条の2 略 第3節 火の使用に関する制限等 第23条～第28条 略 第4節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限 第29条 略 第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等 第29条の2～第29条の7 略 第3章の3 林野火災の予防 第29条の8・第29条の9 略 第4章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等 第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等 第30条～第32条 略 第2節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等 第33条～第34条の2 略 第3節 基準の特例 第34条の3 略 第5章 避難管理 第35条～第42条 略 第5章の2 屋外催しに係る防火管理 第42条の2・第42条の3 略 第6章 雑則 第43条～第48条 略 第7章 罰則 第49条・第50条 略
--	--

議案第 92 号

自動運転車両（小型バス）の取得について

次のように自動運転車両（小型バス）を買い入れるものとする。

令和 8 年 9 月 14 日提出

伊勢市長 鈴 木 健 一

記

1 取得する自動運転車両（小型バス）

Minibus2.0 1 台

2 契約の方法

随意契約

3 買入価格

99,000,000 円

4 買入先

神奈川県横浜市港北区新横浜 3 丁目 2 番地 3

E P I C T O W E R S H I N Y O K O H A M A 2 階 A

A-Drive 株式会社

代表取締役社長 岡部 定勝

（説 明）

これは、自動運転車両（小型バス）を取得するにつき、伊勢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものである。

(参考)

担当課	交通政策課
納品場所	交通政策課が指定する場所（伊勢市内）
期間（自）	市議会議決の日
期間（至）	令和 8 年10月20日
契約金額（税込み）	99,000,000円
予定価格（税抜き）	90,000,000円
契約方法	随意契約
随意契約理由	性質又は目的が競争入札に適しないため。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号） ※買入先は、令和7年度に市が実施した実証実験により得られたデータ等を蓄積している事業者であり、蓄積されたデータ等を令和8年度において引き続き活用するためには、この事業者から調達した車両を使用する必要があるため。

議案第 93 号

市道高向小俣線（宮川橋）橋梁架替事業【令和 7 年度～令和 8 年度
橋梁架替（下部工）工事（A 1 橋台）】の受託事業契約の変更について

市道高向小俣線（宮川橋）橋梁架替事業【令和 7 年度～令和 8 年度橋梁
架替（下部工）工事（A 1 橋台）】の受託事業契約について、次のとおり変更する。

令和 8 年 9 月 14 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

1 契約の対象

市道高向小俣線（宮川橋）橋梁架替事業【令和 7 年度～令和 8 年度橋
梁架替（下部工）工事（A 1 橋台）】

2 変更内容

契約金額

変更前 315,000,000 円

変更後 277,294,000 円

変更による減額 37,706,000 円

3 契約の相手方

津市広明町 13 番地

三重県

三重県知事 一見 勝之

4 変更の理由

工事の入札の結果、設計額と契約額に差金が生じたため、事業費の減額変更を行うもの。

(説 明)

これは、市道高向小俣線（宮川橋）橋梁架替事業【令和7年度～令和8年度橋梁架替（下部工）工事（A 1 橋台）】の受託事業契約について、契約金額を変更するため、伊勢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 95 号

市道の路線の廃止について

市道の路線を次のように廃止する。

令和 8 年 9 月 14 日提出

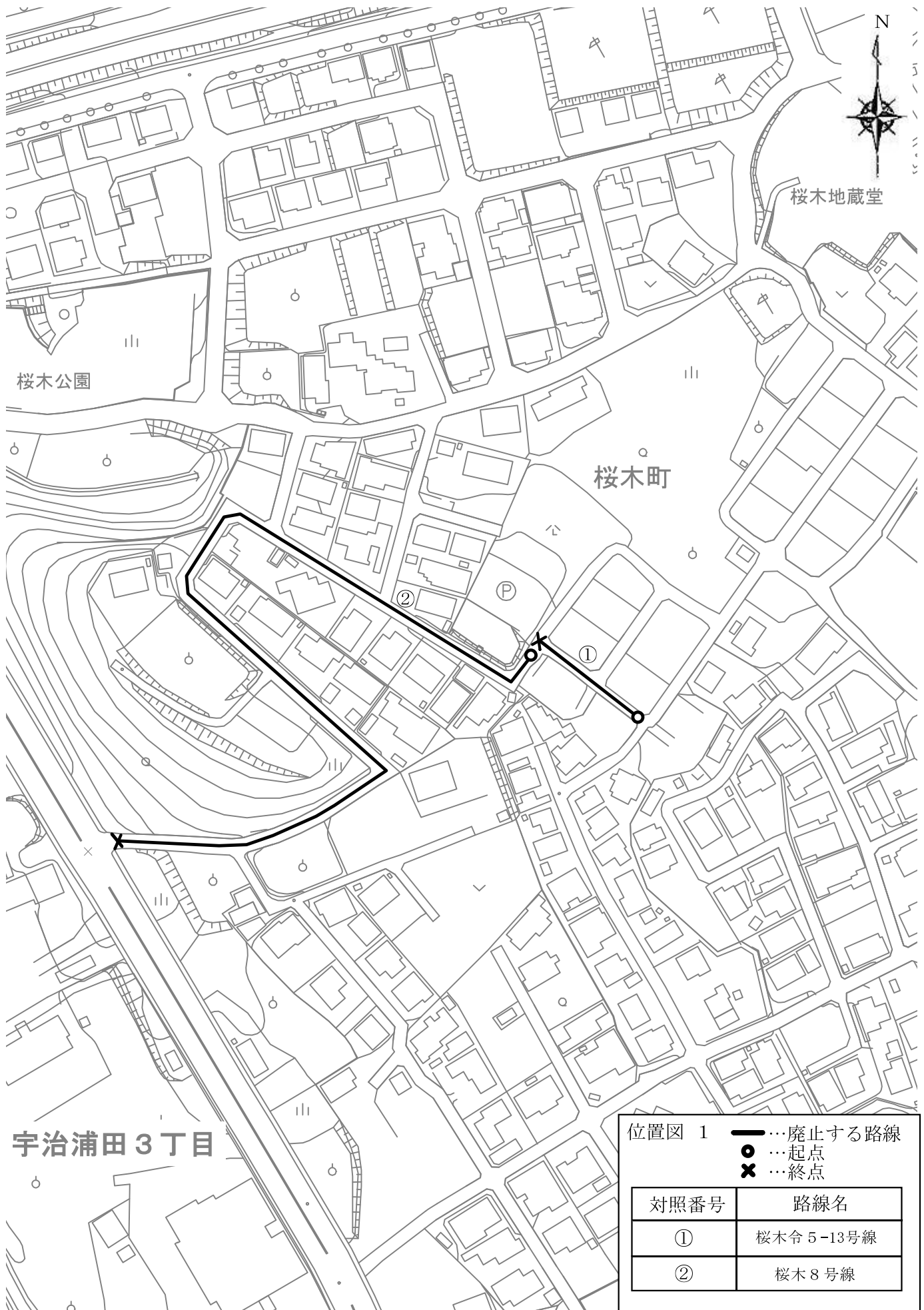
伊勢市長 鈴木 健 一

記

位置図 番 号	対照 番号	路線名	起 点	重要な 経過地	備 考
			終 点		
1	1	桜木令 5 - 13号線	桜木町字西裏47番地内		
			桜木町字西裏46番地内		
1	2	桜木 8 号線	桜木町字西裏46番地先		
			桜木町字拓ヶ廣85番16地先		

(説 明)

これは、市道の路線を廃止するにつき、道路法第 10 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、あらかじめ、議会の議決を経ようとするものである。



議案第 96 号

市道の路線の認定について

市道の路線を次のように認定する。

令和 8 年 9 月 14 日提出

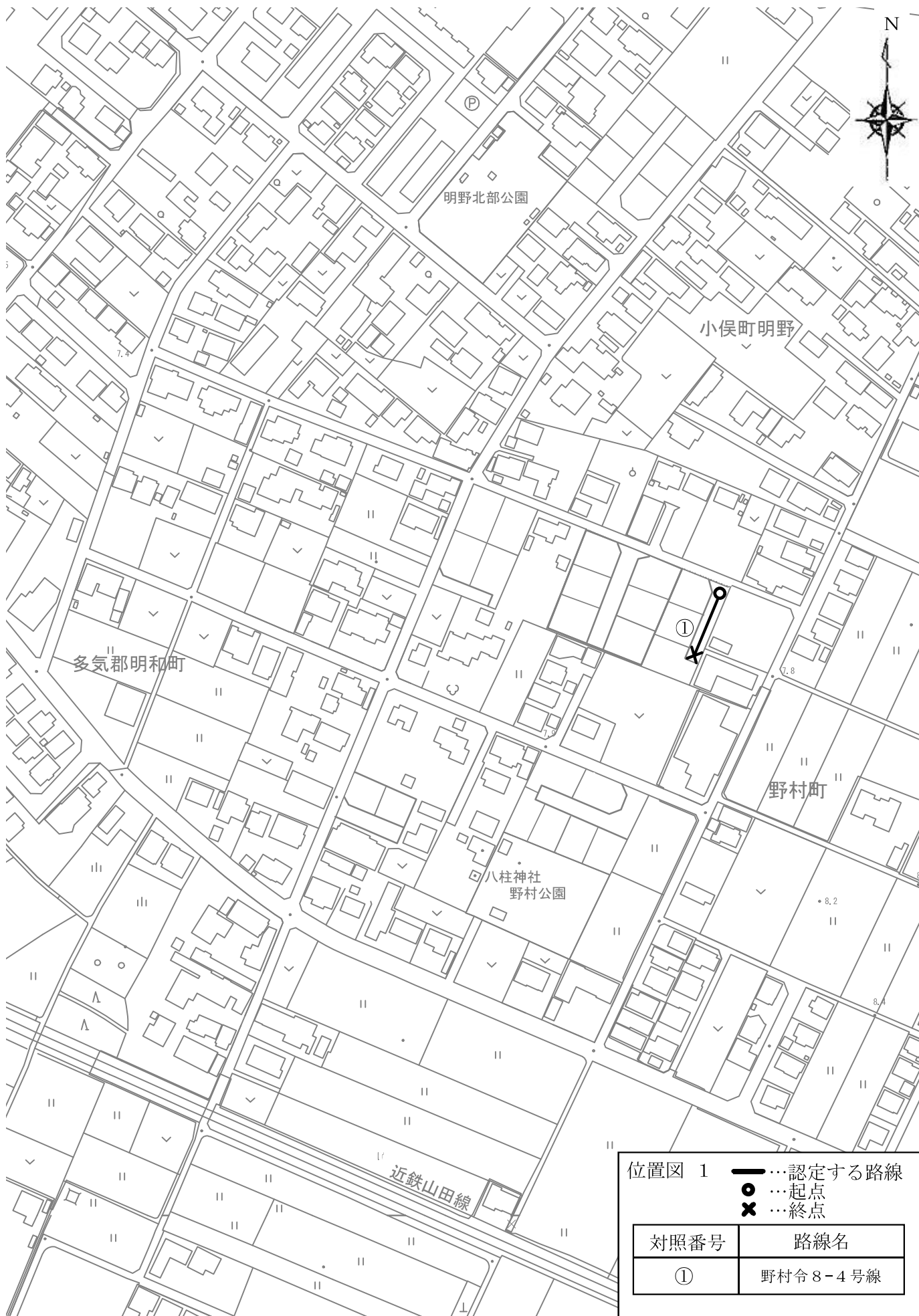
伊勢市長 鈴 木 健 一

記

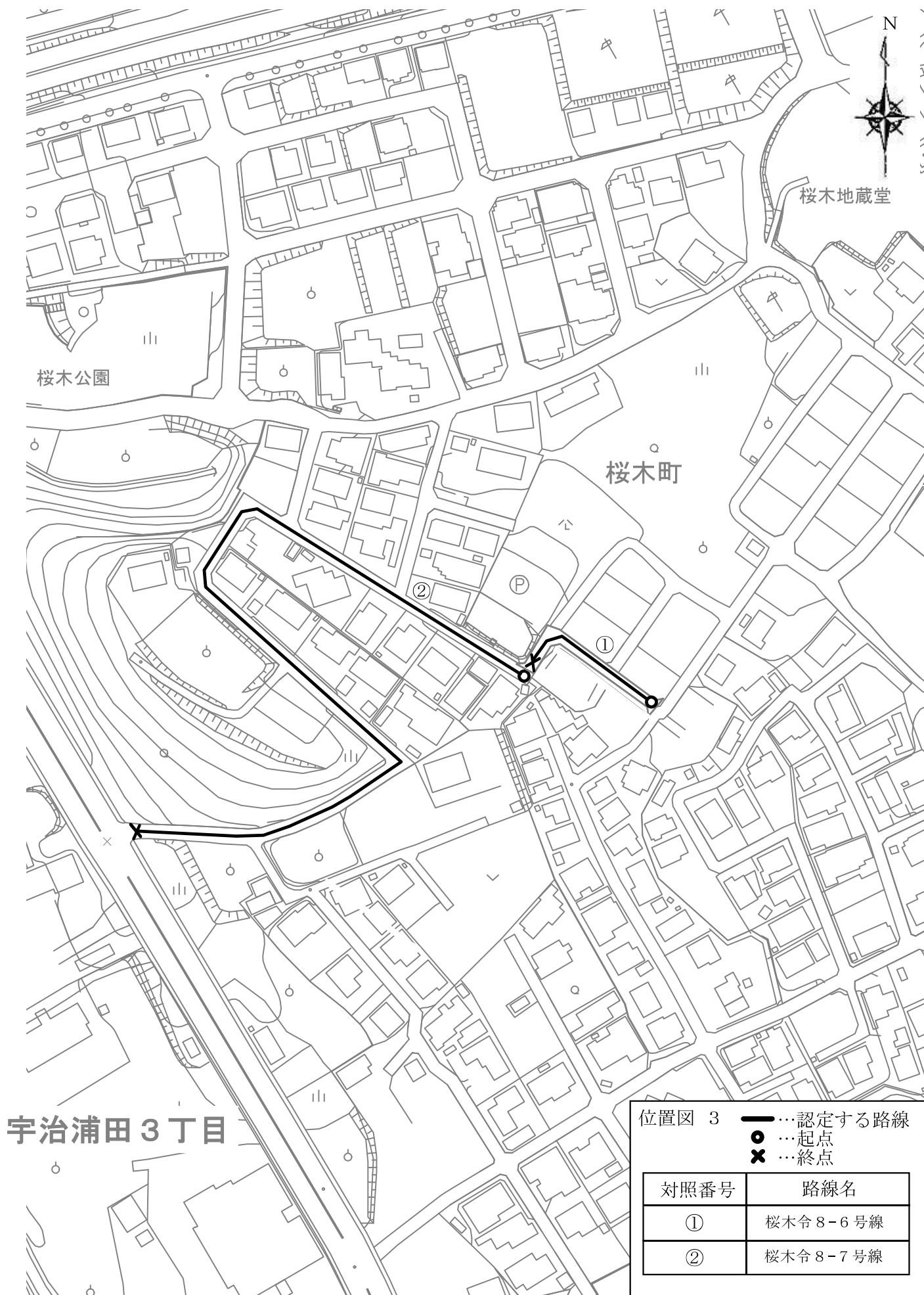
位置図 番 号	対照 番号	路線名	起 点	重要な 経過地	備考
			終 点		
1	1	野村令 8 - 4 号線	野村町字里前5588番 8 地先		
			野村町字里前5588番 3 地先		
2	1	神久 3 丁目令 8 - 5 号線	神久 3 丁目898番 4 地先		
			神久 3 丁目898番 2 地先		
3	1	桜木令 8 - 6 号線	桜木町字西裏41番15地先		
			桜木町字西裏41番50地先		
3	2	桜木令 8 - 7 号線	桜木町字西裏41番24地先		
			桜木町字柘ヶ広89番 2 地先		

(説 明)

これは、市道の路線を認定するにつき、道路法第8条第2項の規定により、あらかじめ、議会の議決を経ようとするものである。







報告第 13 号

令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率を監査委員の意見を付けて報告する。

令和 8 年 9 月 14 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

（単位：％）

項 目	比率	上段：早期健全化基準
		下段：財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	—	11.71
		20.00
連結実質赤字比率	—	16.71
		30.00
実 質 公 債 費 比 率	5.8	25.0
		35.0
将 来 負 担 比 率	—	350.0

（注）数値が算定されない場合は、「—」で表記

【実質赤字比率】

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額} \quad \text{【繰上充用額+支払繰延額+事業繰越額】}}{\text{標準財政規模}}$$

—

(単位:千円)

【分子】	内 容	決算額等
繰上充用額	歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額	0
支払繰延額	実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額	0
事業繰越額	実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額	0

(単位:千円)

【分母】	内 容	決算額等
標準財政規模	地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模を示す指標であり、地方公共団体が通常水準の行政サービスを提供する上で必要な一般財源の目安となる数値	32, 284, 765

【連結実質赤字比率】

全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 } [(A+B)-(C+D)]}{\text{標準財政規模}}$$

—

(単位:千円)

【分子】	内 容	決算額等
A	一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額	0
B	公営企業の特別会計のうち、資金不足額を生じた会計の不足額の合計額	0
C	一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額	980,737
D	公営企業の特別会計のうち、資金剰余額を生じた会計の資金剰余額の合計額	3,479,442
計 [(A+B)-(C+D)] ※黒字の場合は「0」と表示		0

(単位:千円)

【分母】	内 容	決算額等
標準財政規模	地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模を示す指標であり、地方公共団体が通常水準の行政サービスを提供する上で必要な一般財源の目安となる数値	32,284,765

【実質公債費比率】

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

実質公債費比率 =

(元利償還金【A】+準元利償還金【B】) - (特定財源【C】+基準財政需要額算入額【D】)

標準財政規模【E】-基準財政需要額算入額【D】

の3カ年平均

5.8%

(単位:千円)

【分子】	内 容	年度区分	決算額等
【A】元利償還金	一般会計等(普通会計)において支出した、地方債の元利償還金 (繰上償還及び借換債に係るものを除く。)	令和5年度	5,737,331
		令和6年度	5,672,449
		令和7年度	5,567,412
【B】準元利償還金	・満期一括償還地方債を、償還期間30年とする元金均等年賦償還した場合の1年当たりの元金償還金相当額 ・一般会計等から企業会計等への繰出金のうち公営企業債の償還に充てたと認められるもの ・組合等への負担金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの ・債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの ・一時借入金利子	令和5年度	2,157,951
		令和6年度	2,049,869
		令和7年度	2,050,291
【C】特定財源	元利償還金・準元利償還金の償還に充てたと認められる財源 (都市計画税、住宅使用料、地方債を財源とする貸付金の償還金)	令和5年度	997,400
		令和6年度	1,177,757
		令和7年度	1,289,607
【D】基準財政需要額算入額	元利償還金・準元利償還金に係る地方交付税基準財政需要額算入額	令和5年度	5,208,980
		令和6年度	5,112,701
		令和7年度	4,801,885
計 (元利償還金【A】+準元利償還金【B】) - (特定財源【C】+基準財政需要額算入額【D】)		令和5年度	1,688,902
		令和6年度	1,431,860
		令和7年度	1,526,211

(単位:千円)

【分母】	内 容	年度区分	決算額等
【E】標準財政規模	地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模を示す指標であり、地方公共団体が通常水準の行政サービスを提供する上で必要な一般財源の目安となる数値	令和5年度	31,213,487
		令和6年度	31,447,643
		令和7年度	32,284,765
【D】基準財政需要額 算入額	元利償還金・準元利償還金に係る地方交付税基準財政需要額算入額	令和5年度	5,208,980
		令和6年度	5,112,701
		令和7年度	4,801,885
計 標準財政規模【E】－基準財政需要額算入額【D】		令和5年度	26,004,507
		令和6年度	26,334,942
		令和7年度	27,482,880

実質公債費比率(単年度) =	$\frac{([A] + [B]) - ([C] + [D])}{([E] - [D])}$	令和5年度	6.4%
		令和6年度	5.4%
		令和7年度	5.5%

【将来負担比率】

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額【A】} - \text{控除額【B】}}{\text{標準財政規模【C】} - \text{基準財政需要額算入額【D】}}$$

—

(単位:千円)

【分子】	内 容	決算額等
将来負担額【A】		96,998,500
	① 一般会計等の地方債現在高	53,446,973
	② 債務負担行為に基づく支出予定額 (地方財政法第5条各号の経費等に係るもの)	0
	③ 企業会計等の地方債の元金償還金に充てる一般会計等からの繰出金見込額	34,352,458
	④ 組合等の地方債の元金償還金に充てる一般会計等からの負担金等見込額	1,454,790
	⑤ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額	7,744,279
	⑥ 設立法人の負債額等負担見込額	0
	⑦ 連結実質赤字額	0
	⑧ 組合等の連結実質赤字額に対する負担見込額	0
控除額【B】		99,053,430
	a 充当可能基金額 (財政調整基金、減債基金、その他特定目的基金)	16,153,289
	b 充当可能特定歳入見込額 (都市計画税、住宅使用料、地方債を財源とする貸付金の償還金等)	23,431,051
	c 地方債現在高に係る地方交付税基準財政需要額算入額	59,469,090
計 将来負担額【A】 - 控除額【B】 ※【A】-【B】 < 0 の場合は「0」と表示		0

(単位:千円)

【分母】	内 容	決算額等
【C】標準財政規模	地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模を示す指標であり、地方公共団体が通常水準の行政サービスを提供する上で必要な一般財源の目安となる数値	32,284,765
【D】基準財政需要額算入額	元利償還金・準元利償還金に係る地方交付税基準財政需要額算入額	4,801,885
計 標準財政規模【C】 - 基準財政需要額算入額【D】		27,482,880

報告第 14 号

令和 7 年度決算に基づく資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、令和 7 年度決算に基づく資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告する。

令和 8 年 9 月 14 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

（単位：％）

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
病 院 事 業 会 計	—	20.0
水 道 事 業 会 計	—	
下 水 道 事 業 会 計	—	

（注）数値が算定されない場合は、「—」で表記

【資金不足比率】＜法適用事業＞

公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

資金不足額(一般会計等の実質赤字に相当するもの)

$$\text{資金不足比率} = \frac{(\text{流動負債【A】} + \text{算入地方債の現在高【B】} - \text{流動資産【C】}) - \text{解消可能資金不足額【D】}}{\text{事業の規模【E】(営業収益－受託工事収益)}} \quad (\text{料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当するもの})$$

(単位:千円)

【分子】	内 容	病院事業	水道事業	下水道事業
【A】流動負債	流動負債の額から以下のものを除いた額 ・一時借入金及び未払金のうち、建設改良費に係るもので、その支払財源に充てるため翌年度に地方債を起すこととしている額 ・連結実質赤字額の算定上、現金会計である他会計との間で生じる重複額	1,180,660	483,850	919,506
【B】算入地方債の現在高	建設改良費・準建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債残高	0	0	0
【C】流動資産	流動資産の額から以下のものを除いた額 ・翌年度に繰り越した事業の財源に充当することができる特定の収入で、決算年度に収入された部分に相当する額 ・連結実質赤字額の算定上、現金会計である他会計との間で生じる重複額	2,287,769	2,142,147	1,633,542
【A】+【B】-【C】	正数の場合・・・資金不足 負数の場合・・・資金剰余 (資金不足額を0とする。)	▲ 1,107,109	▲ 1,658,297	▲ 714,036
【D】解消可能資金不足額	減価償却費を上回る元金償還金が発生するなど、構造的に資金不足が発生し、将来に解消が見込まれる額 ・資金不足額(【A】+【B】-【C】>0)が発生する場合のみ算定			
資 金 不 足 額 (【A】+【B】-【C】)-【D】		0	0	0

【分母】	事 業 の 規 模 【E】 (営業収益-受託工事収益)	病院事業	水道事業	下水道事業
		7,089,243	2,209,337	1,482,279

資 金 不 足 比 率	-	-	-
-------------	---	---	---

令和 7 年 度

伊勢市財政健全化審査意見書
伊勢市経営健全化審査意見書

伊 勢 市 監 査 委 員

8 監 第 107 号
令和8年8月18日

伊勢市長 鈴木 健一 様

伊勢市監査委員 檜山 高知

伊勢市監査委員 中井 豊

伊勢市監査委員 宮崎 誠

令和7年度 伊勢市財政健全化審査意見及び 伊勢市経営健全化審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により
審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載し
た書類について、伊勢市監査基準に準拠して審査を行った結果、次のとおり意見を提出する。

令和7年度 伊勢市財政健全化審査意見

1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和8年7月29日～令和8年8月18日

3 審査の着眼点

健全化判断比率が関係法令に基づき算定されているか、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを着眼点として審査を行った。

4 審査の実施内容

審査対象について、決算書及び関係書類と照合したほか、担当部署から説明を聴取した。また、決算審査の結果も参考として審査を行った。

5 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された健全化判断比率は関係法令に基づき算定され、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されていることを認めた。

健全化判断比率	令和5年度	令和6年度	令和7年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	— %	— %	— %	11.71 %
② 連結実質赤字比率	— %	— %	— %	16.71 %
③ 実質公債費比率	5.4 %	5.8 %	5.8 %	25.0 %
④ 将来負担比率	— %	— %	— %	350.0 %

(2) 健全化判断比率について

① 実質赤字比率について

一般会計等の実質収支において実質赤字額が発生しておらず、実質赤字比率は算定されない。

② 連結実質赤字比率について

全会計において実質赤字額または資金不足額が生じていないことから、連結実質赤字比率は算定されない。

③ 実質公債費比率について

実質公債費比率は前年度と同ポイントの5.8%で、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

④ 将来負担比率について

充当可能な財源額が将来負担額を上回っており、将来負担比率は算定されない。

(3) 個別意見及び是正改善を要する事項

健全化判断比率の4指標のうち実質公債費比率は早期健全化基準を下回っており、また、他の3指標はいずれも比率が算定されないことから、特に指摘する事項はない。

※一般会計等とは、一般会計及び土地取得特別会計である。

令和7年度 伊勢市病院事業会計経営健全化審査意見

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和8年7月29日～令和8年8月18日

3 審査の着眼点

資金不足比率が関係法令に基づき算定されているか、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを着眼点として審査を行った。

4 審査の実施内容

審査対象について、決算書及び関係書類と照合したほか、担当部署から説明を聴取した。また、決算審査の結果も参考として、審査を行った。

5 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された資金不足比率は関係法令に基づき算定され、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されていることを認めた。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	経営健全化基準
資金不足比率	— %	— %	— %	20.0 %

(2) 資金不足比率について

流動資産額22億9,266万9千円から翌年度繰越額に係る財源充当額490万円を控除した22億8,776万9千円が、流動負債額17億2,031万6千円から建設改良費の財源に充てた企業債に係る1年以内の償還額5億3,965万6千円を控除した11億8,066万円を上回っており、資金不足比率は算定されない。

(3) 個別意見及び是正改善を要する事項

資金不足比率は算定されず、特に指摘する事項はない。

令和7年度 伊勢市水道事業会計経営健全化審査意見

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和8年7月29日～令和8年8月18日

3 審査の着眼点

資金不足比率が関係法令に基づき算定されているか、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを着眼点として審査を行った。

4 審査の実施内容

審査対象について、決算書及び関係書類と照合したほか、担当部署から説明を聴取した。また、決算審査の結果も参考として、審査を行った。

5 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された資金不足比率は関係法令に基づき算定され、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されていることを認めた。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	経営健全化基準
資金不足比率	— %	— %	— %	20.0 %

(2) 資金不足比率について

流動資産額21億4,326万円から翌年度繰越額に係る財源充当額111万3千円を控除した21億4,214万7千円が、流動負債額9億26万4千円から建設改良費の財源に充てた企業債に係る1年以内の償還額4億1,641万3千円を控除した4億8,385万1千円を上回っており、資金不足比率は算定されない。

(3) 個別意見及び是正改善を要する事項

資金不足比率は算定されず、特に指摘する事項はない。

令和7年度 伊勢市下水道事業会計経営健全化審査意見

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和8年7月29日～令和8年8月18日

3 審査の着眼点

資金不足比率が関係法令に基づき算定されているか、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを着眼点として審査を行った。

4 審査の実施内容

審査対象について、決算書及び関係書類と照合したほか、担当部署から説明を聴取した。また、決算審査の結果も参考として、審査を行った。

5 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された資金不足比率は関係法令に基づき算定され、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されていることを認めた。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	経営健全化基準
資金不足比率	— %	— %	— %	20.0 %

(2) 資金不足比率について

流動資産額 16 億 3,921 万 2 千円から翌年度繰越額に係る財源充当額 567 万円を控除した 16 億 3,354 万 2 千円が、流動負債額 29 億 2,538 万 5 千円から建設改良費の財源に充てた企業債に係る 1 年以内の償還額 20 億 588 万千円を控除した 9 億 1,950 万 5 千円を上回っており、資金不足比率は算定されない。

(3) 個別意見及び是正改善を要する事項

資金不足比率については算定されず、特に指摘する事項はない。

